

(別表)

高度障害

高度障害とは、
次の身体障害の状態を
いいます。

1. 両眼の失明
2. 両手または両足の喪失
3. 片手と片足の喪失
4. 片手または片足の喪失と眼の失明
5. 言語またはそしゃく機能の喪失
6. 終身自由不能

後遺障害

身体障害状態	支払割合(共済金額に対し)
1. 眼の障害	
(1) 1眼の失明	60%
(2) 1眼の矯正視力が0.6以下	5%
(3) 1眼の視野狭さく	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力喪失	80%
(2) 1耳の聴力喪失	30%
(3) 1耳の聴力低下(50cm以上では通常の話し声を解せない程度をいう)	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の欠損と機能障害	30%
(2) 鼻の著しい機能障害	20%
4. 咀しゃく、言語の障害	
(1) 咀しゃくまたは言語の著しい機能障害	35%
(2) 咀しゃくまたは言語の機能障害	15%
(3) 歯の5本以上の欠損	5%
5. 外貌(顔面、頭部、頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌の著しい醜状	15%
(2) 外貌の醜状(顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱の著しい奇形または著しい運動障害	70%
(2) 脊柱の運動障害	30%
(3) 脊柱の奇形	15%
7. 腕(手関節より上部をいう)、脚(足関節より上部をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚の喪失	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節以上の機能喪失	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能喪失	35%
(4) 1腕または1脚の機能障害	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指(指関節より上部をいう)の喪失	20%
(2) 1手の拇指の著しい機能障害	15%
(3) 拇指以外の1指(第2指関節より上部をいう)の喪失	10%
(4) 拇指以外の1指の著しい機能障害	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指(趾関節より上部をいう)の喪失	10%
(2) 1足の第1足指の著しい機能障害	8%
(3) 第1足指以外の1足指(第2趾関節より上部をいう)の喪失	5%
(4) 第1足指以外の1足指の著しい機能障害	3%
10. その他	
終身就労不能	50%

1. 失明および聴力喪失は、永久かつ完全な場合に限る。
2. 1事故により、2以上の身体障害を被った場合は、その合計の支払割合を適用する。ただし、その合計支払割合は100%をもって限度とし、また上表の第7項、第8項および第9項に規定する上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の身体障害については1肢ごとの支払割合は60%をもって限度とする。

新特約 生命傷害

中小企業共済の すすめ

岩手県火災共済協同組合

(事務所)盛岡市神明町5番5号

TEL(019)654-2551(代) FAX(019)625-0116

岩手県商工会連合会
商工会

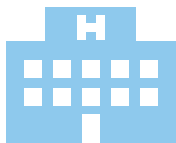
本制度の特色

1. 安い掛金で大きな保障が得られます。
2. 交通事故はもちろん、不慮の事故から病気死亡にいたるまで、業務上、業務外をとわず、常に保障されます。
3. 死亡はもちろん、傷害による入院についても保障します。
4. 共済金は、簡単な手続きで早く支払われます。
5. 診査がなく手軽に加入できます。
6. 契約は1年更新ですから、社会情勢に合わせ、1年ごとに必要な保障額を選ぶことができます。
7. 掛金は、損金または必要経費に算入できます。
8. 剰余金は、利用分量配当金として還付されます。

保障の範囲と共済掛金

共済掛金 月額	A 特約	I	II	III
	保障 の範囲	B 特約	500円	1,000円
病気死亡(高度障害) 共 済 金		100万円	200万円	300万円
傷 害 に よ る	傷害死亡(高度障害) 共 済 金	200万円	400万円	600万円
	後遺障害共済金 (別表参照)	80万円~3万円	160万円~6万円	240万円~9万円
	入 院 共 済 金 (5日以上120日以内)	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円

1. A特約は、満15才以上満60才までの方を保障する一律共済掛金です。
2. B特約は、満15才以上満60才未満の方で満70才まで保障を受けたい方の一律共済掛金です。(ただし、満65才以上の方の契約は、Iが限度となります)なおA特約加入後B特約に変更の場合はA特約の5割増の掛金となります。
3. 傷害とは、外来の急激、かつ偶然な事故による身体の被害をいいます。
4. 高度障害とは、別表記載の状態をいいます。
5. 傷害死亡(高度障害)共済金、後遺障害共済金は、事故の日から180日以内に死亡(高度障害)または後遺障害となったとき支払われます。
6. 入院共済金は、事故により医師の入院治療を受ける状態になったときに支払われます。



加入資格

組合員と従業員並びにそれらの家族で、満15才以上満60才未満の方に限ります。ただし、満70才まで保障を受けたい方は、B特約にご加入下さい。

無 診 査

企業ぐるみの共済制度ですから、無診査でご加入になれますが、加入日現在医師の加療中の方を除き、健康で、かつ正常に生活または就業中の方に限ります。

共済期間

共済期間は、共済掛金(分割払の場合は、初回共済掛金)を領収した日の翌月1日の午前零時から1年間とし、以後契約は毎年自動的に継続します。ただし共済期間満了日現在において加入制限年齢をこえた方は除かれます。

共済金の請求

加入者に万一のことがあったり、傷害・入院により共済金請求の事由が発生したときは、遅滞なく組合所定の必要書類によって請求手続をおこなってください。ただし保障は共済期間中に発生したものに限り、なお次のような場合は共済金は支払われません。

1. 戦争変乱
2. 加入者が、1年未満に自殺したとき。
3. 法定免責(故意、犯罪、刑の執行)に該当するとき。

